

平成24年度保物セミナー

# 放射性同位元素等の規制に係る 最近の動向 — 法令改正など

平成25年2月1日

文部科学省 科学技術・学術政策局  
放射線対策課 放射線規制室

1

## 目次

- 放射線障害防止法に係る最近の動向  
（放射線障害防止法の改正の概要）
- 原子力規制委員会設置法の施行に伴う所掌  
事務の変更について
- 文部科学省 放射線規制室の業務の現状

# 放射線障害防止法に係る最近の動向 (放射線障害防止法の改正の概要)

3

## 放射線障害防止法の改正の概要

### 改正のポイント

1. 放射性汚染物の確認制度(クリアランス制度)の導入
2. 放射化物への規制
3. 廃止措置の強化
4. 譲渡譲受制限の合理化
5. 罰則の強化

●法律:平成22年4月28日成立、平成22年5月10日公布

●政省令等:平成24年3月28日公布

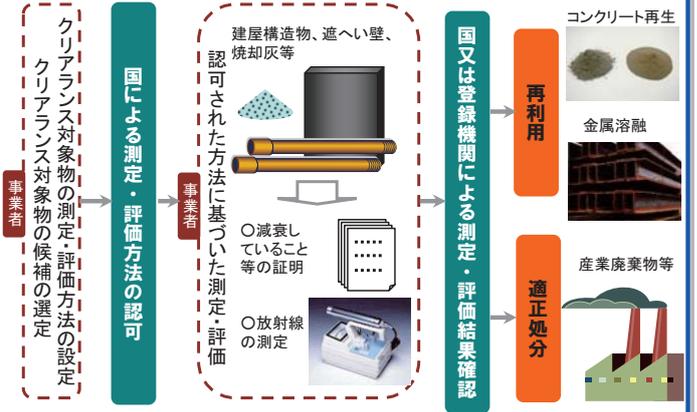
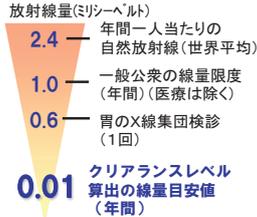
※施行日は、平成24年4月1日

4

1. 放射性汚染物の確認制度の導入

安全かつ合理的に廃棄物を再利用・処分するために、放射性汚染物の確認制度を放射線障害防止法に導入

- 放射線障害防止法で規制される放射性廃棄物は約25万本 (200Lドラム缶換算、2009年3月末)
- そのうち約5割は自然放射線の量と比べて十分に低い被ばくしか与えない物
- これらを放射性廃棄物として処分すると産業廃棄物の処分コスト約3~10倍の負担
  - ➡ 研究、医療、産業の現場への支障
- 原子炉等規制法ではすでに制度導入済み
- 埋設する放射性廃棄物量の見込みに影響を及ぼす
  - ➡ 処分計画や処分場立地活動への支障



2. 放射化物への規制

- 放射線発生装置の使用に伴って、放射線によって汚染された物(放射化物)が発生
  - これまではガイドラインにて対応
  - 性能の向上により放射化のレベルが高くなる傾向
    - ➡ 一般公衆を含めた安全の確保が必要
- 放射化物の規制について、現状のガイドラインによる指導から、法律による規制へ

3. 廃止措置の強化

- これまでの廃止措置期限は、廃止後30日以内
  - 施設の大規模化、クリアランス制度の導入により、30日以内に廃止措置を終えることは困難
  - 放射性廃棄物を完全に廃棄しないまま、虚偽の報告をし、廃止措置を終えた事件の発生
    - ➡ 廃止措置の確実な履行の担保が必要
- 30日の廃止措置の期限を撤廃し、廃止措置計画の届出義務を追加
- 廃止措置中に課す義務(立入検査、報告徴収等)を追加

4. 譲渡譲受制限の合理化

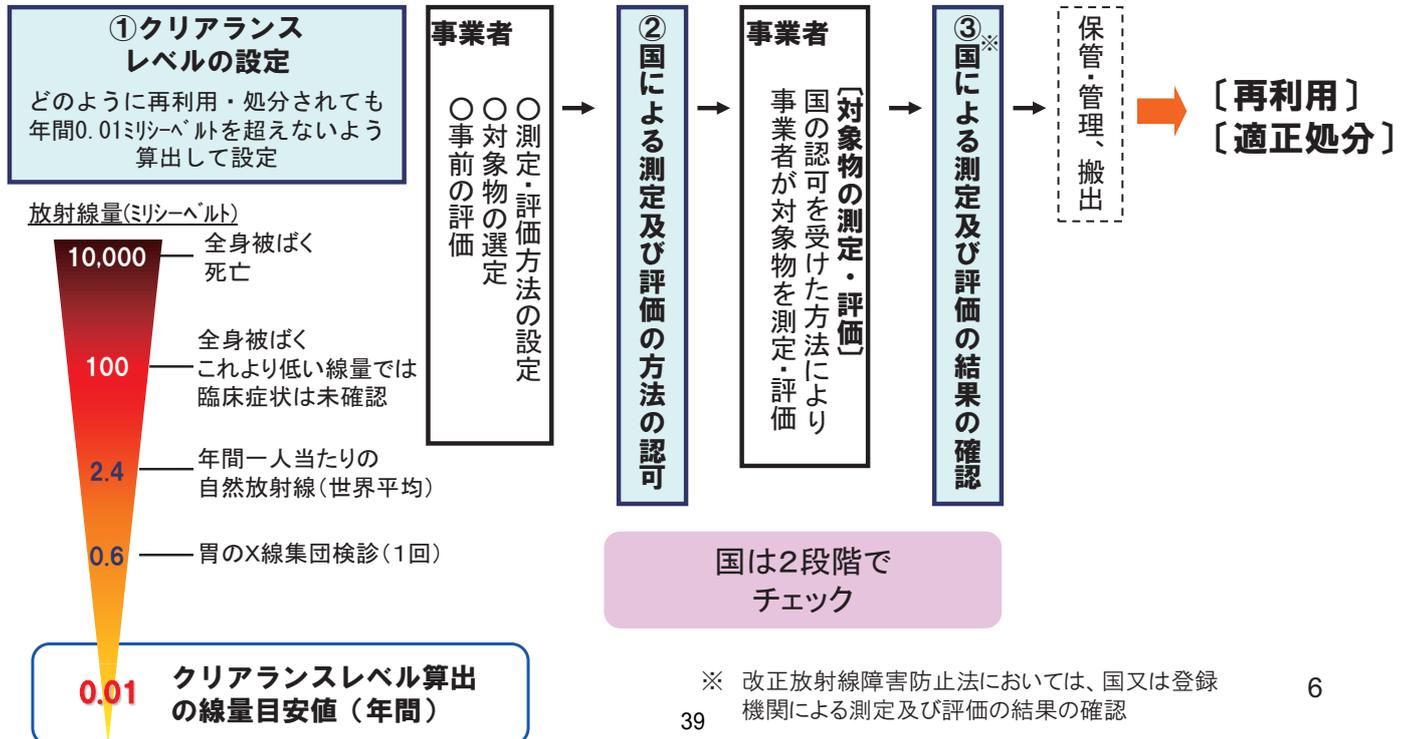
- 使用者の輸出は、これまでは法律により制限
  - 近年、使用者が海外から購入した放射性物質を使用後に返却のため輸出するニーズが高まる(現状は輸出制限のない販売業者にわざわざ輸出を委託)
- 販売業者だけでなく、使用者も輸出できるように規制を合理化

5. 罰則の強化

- 違法に放射性物質を輸入し、国内で販売する事件の発生
  - 放射性廃棄物を完全に廃棄しないまま、虚偽の報告をし、廃止措置を終えた事件の発生
    - ➡ 深刻な不法行為への対応が必要
- 全般にわたる罰則引き上げ  
罰金30万円以下→100万円以下  
罰金50万円以下→300万円以下
- 廃止措置義務違反、譲渡・譲受制限違反等の厳罰化  
罰金30~50万円以下  
→1年以下の懲役若しくは罰金100万円以下又は併科

1. 放射性汚染物の確認制度(クリアランス制度)の導入

●安全かつ合理的に廃棄物を処分・再利用するために、放射能の影響が無視できるような極めて低いレベルの放射性汚染物について、一定の手続きを経れば、放射線障害防止法の規制対象から外し、再利用したり産業廃棄物等として処分できる枠組みを整備。



## 放射線障害防止法における放射性汚染物の確認制度に関する規定

## 放射線障害防止法(抄)

(放射能濃度についての確認等)

第三十三条の二 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射性汚染物に含まれる放射線を放出する同位元素についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして文部科学省令で定める基準を超えないことについて、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者(以下「登録濃度確認機関」という。)の確認(以下「濃度確認」という。)を受けすることができる。

- 2 濃度確認を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところによりあらかじめ文部科学大臣の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、その濃度確認を受けようとする物に含まれる放射線を放出する同位元素の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他文部科学省令で定める書類を文部科学大臣又は登録濃度確認機関に提出しなければならない。
- 3 濃度確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)その他の政令で定める法令の適用については、放射性汚染物でないものとして取り扱うものとする。

7

## 放射能濃度の測定・評価方法に関する認可基準

改正放射線障害防止法におけるクリアランス対象物の放射能濃度の測定・評価方法に係る認可基準は、放射線障害防止法施行規則において、主に以下のようになっている。

- 測定・評価の単位が、放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮して、適切な重量であること
- 放射能濃度の決定は、対象物の汚染の状況を考慮して、適切な方法(測定装置による測定、計算など)によっていること
- 放射能濃度の測定に使用する放射線測定装置及び条件が、対象物の形状、材質等に応じて適切であり、基準となる放射能濃度以下と判断できること
- 確認対象物への異物の混入、及び放射性同位元素による新たな汚染を防止できる管理体制が採用されること

等

8

### 経緯・目的

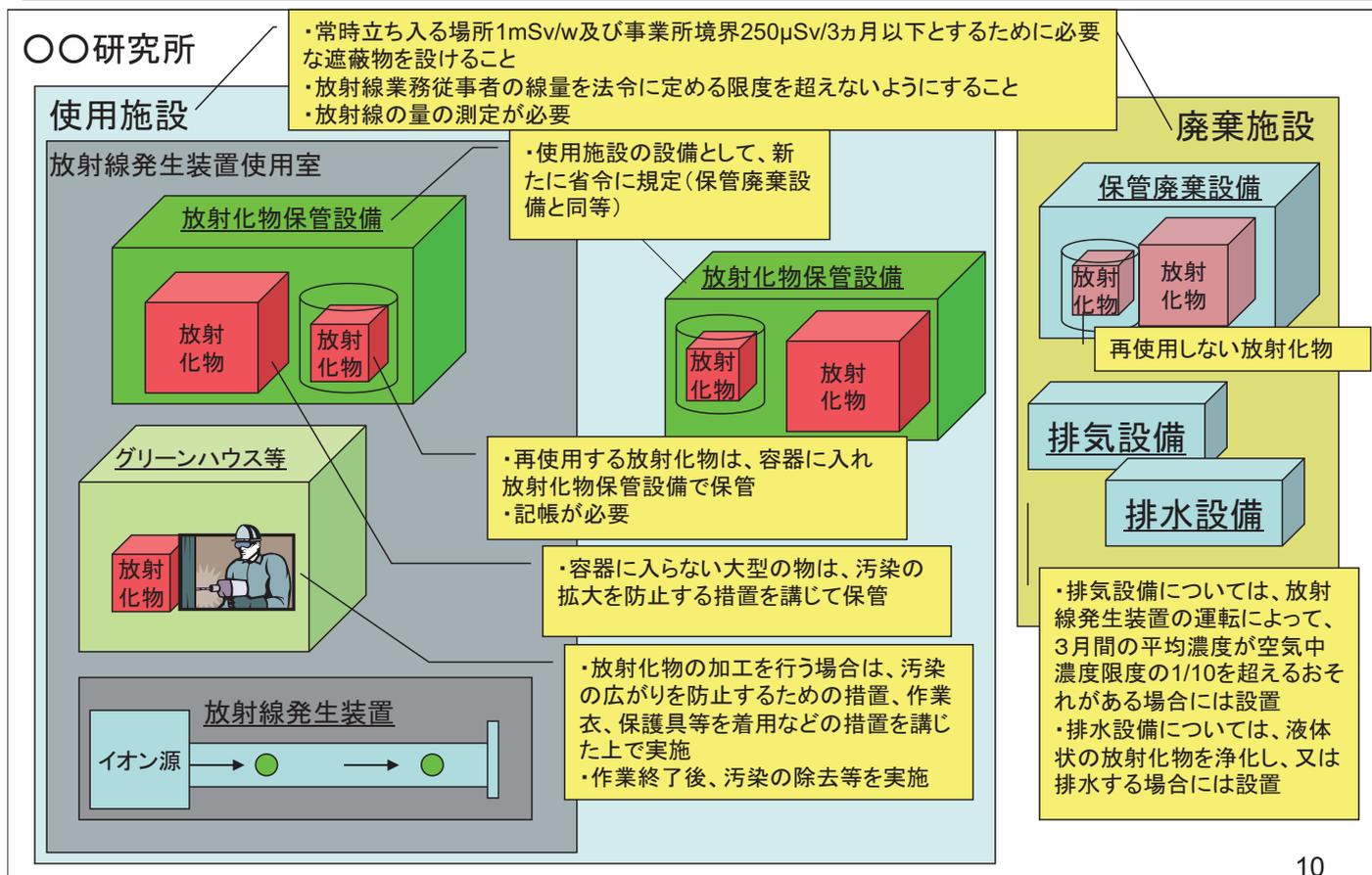
- 近年、出力の高い放射線発生装置の使用が増加するとともに、取り扱う事業者数も増加し、被ばくの影響を無視できないほどの高い放射能濃度を有する放射化物が発生し、廃棄されることも想定され得るようになった。
- このため、作業員及び一般公衆の安全を確保するために、これまでのガイドラインによる規制から、法律による規制へと転換し、安全に処分がなされるような制度を構築する。

### 規制の概要

- 放射線発生装置使用室内の空気中の3月平均の濃度が濃度限度の1/10を超えるおそれがある場合には、排気設備を設けること。
- 放射化物であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものを保管する場合には、放射化物保管設備を設けること。(施設基準は保管廃棄設備と同様。)
- 放射化物を浄化・排水又は保管廃棄する場合は、それぞれ排水設備又は保管廃棄設備を設けること。ただし、浄化・排水しない場合又は放射線発生装置から取り外した後速やかに許可廃棄業者等に引き渡す場合には、当該設備は設けなくてよい。
- 再使用放射化物の加工を行う場合は、グリーンハウス等により区画するなど、汚染の広がりを防止するとともに、作業の終了後、汚染を除去し、汚染除去の完了を放射線測定器で確認すること。
- 平成24年4月1日に使用している放射線発生装置(申請中も含む)に係る設備(排気設備・排水設備・放射化物保管設備・保管廃棄設備)設置の義務については、平成26年3月31日までの間は、改正前の規定を適用する。

9

## 放射化物の管理のイメージ



10

#### 経緯・目的

- 施設の大型化、クリアランス制度の導入により30日以内に廃止措置を終えることは困難
  - 放射性廃棄物を完全に廃棄しないまま、虚偽の報告をし、廃止措置を終えた事件の発生
- ➡ 廃止措置の確実な履行の担保が必要であり、廃止措置の強化を図る。

#### 規制の概要

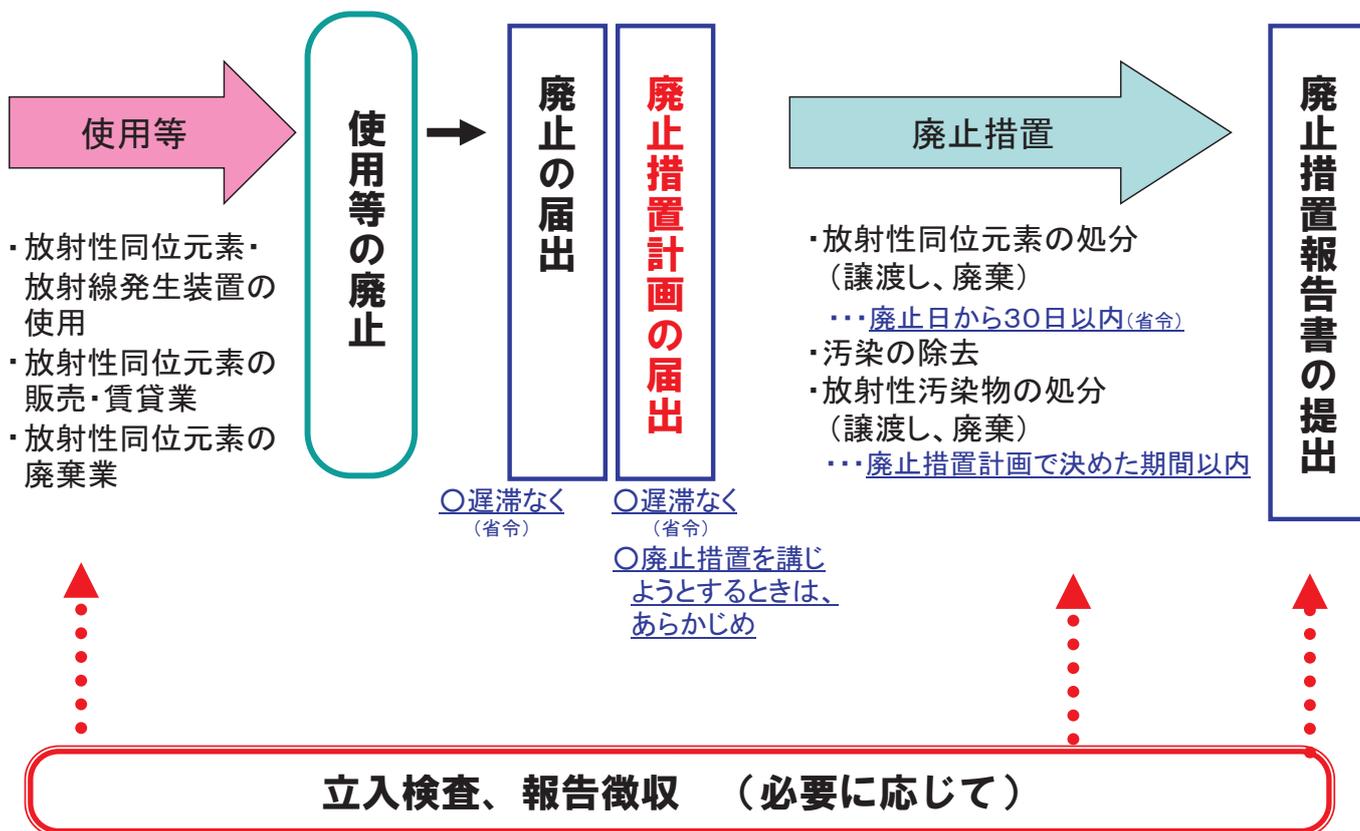
- 30日の廃止措置の期限を撤廃し、廃止措置計画の届出義務を追加**  
(ただし、**放射性同位元素の所持制限は、これまでどおり、廃止日等から30日以内**)
- 廃止措置中に課す義務等(立入検査、報告徴収等)を追加**

第16条	保管の基準等	第29条第8号	譲渡し、譲受け等の制限
第17条	運搬の基準	第30条第9、10号	所持の制限
第18条	運搬に関する確認等	第30条の2	海洋投棄の制限
第19条	廃棄の基準等	第32条	事故届
第19条の2	廃棄に関する確認	第33条	危険時の措置
第24条	放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置	第33条の2	放射能濃度についての確認等
第25条の2第1～3項	表示付認証機器等の使用等に係る特例	第42条	報告徴収
第27条第3項	使用の廃止等の届出	第43条の2	立入検査
		別表第6、7、8	利害関係者:運搬・埋設・濃度確認

※これらの規定に係る罰則を含む

※※下線部分が追加された

### 廃止措置のスキーム



## 廃止措置計画

- 廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ廃止措置計画を定め、届出が必要
  
- 廃止措置計画には、以下の項目を記載
  - ・放射性同位元素の譲渡し、返還又は廃棄の方法
  - ・放射性同位元素による汚染の除去の方法
  - ・放射性汚染物の譲渡し又は廃棄の方法
  - ・汚染の広がり防止その他の放射線障害の防止に関し講ずる措置
  - ・計画期間
  
- 計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更の届出が必要

13

## 4. 譲渡譲受制限の合理化

### 経緯・目的

- 近年、放射性同位元素を国内の販売業者からではなく、直接、海外メーカーから購入する許可届出使用者が存在するようになってきた。
- 海外メーカーから線源を購入した許可届出使用者の場合は、上記の輸出の制限により、直接、使用済み線源を購入元である海外メーカーに譲り渡すことができないため、わざわざ国内の販売業者に使用済み線源を譲り渡した上で、海外メーカーへの輸出を委託している。
- 以上のように、許可届出使用者にとって、使用済み線源の輸出のニーズが高まり、輸出の委託という形で、実質的に輸出が行われている現状を踏まえ、許可届出使用者の輸出制限を撤廃する。

### 規制の概要

- 法第29条第1、2、6～8号(譲渡し、譲受け等の制限)において、「輸出し」を追記し、許可届出使用者の輸出制限を撤廃している。

14

## 5. 罰則の強化

### 経緯・目的

- 平成20年、放射性同位元素の使用を廃止した事業者が、放射性同位元素によって汚染された物を廃棄せずに敷地内に12年間も放置しておきながら、すべて処分したという虚偽の報告を行っていたことが判明した事件があった。
- また、同年、規制の対象となる放射能を持つ放射性同位元素が含まれている自発光型の携帯電話用アクセサリが、インターネットを通じて販売されるという事件も起きた。このアクセサリを届出なく違法に海外から輸入、販売していた個人が逮捕されるとともに処罰され、文部科学省がアクセサリを回収した。
- このような一般公衆の安全を脅かしかねない事件に対して放射線取扱事業者の義務違反に対する抑止力を高め、同様の義務違反を再発させないためにも、無届の使用、販売及び廃止措置義務違反等に関する罰則の引き上げを行う。

### 規制の概要

- 全般的に罰則を引き上げており、原子炉等規制法と同レベルのものとなっている。

【例】・譲渡・譲受制限違反、所持制限違反

(懲役1年以下、罰金50万円以下(又は併科)⇒懲役1年以下、罰金100万円以下(又は併科))

・廃棄の基準適合命令違反、廃止措置義務違反、廃止措置命令違反

(罰金50万円以下⇒懲役1年以下、罰金100万円以下(又は併科))

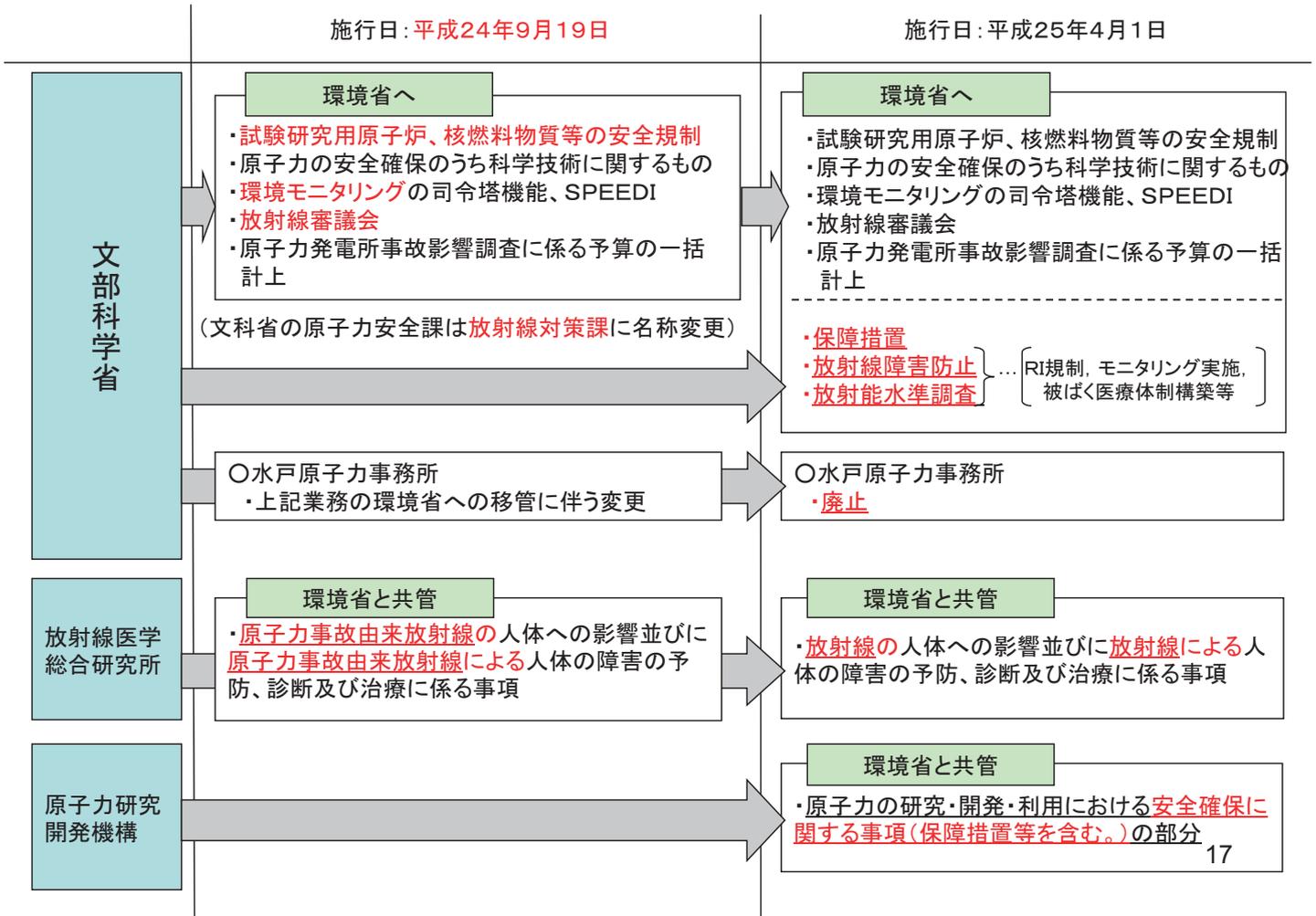
・無届販売・賃貸、廃棄の基準適合義務違反(罰金50万円以下⇒罰金300万円以下)

15

## 原子力規制委員会設置法の施行に伴う 所掌事務の変更について

# 原子力規制委員会設置法における所掌事務等の変更について

平成24年度保物セミナー



17

## 原子力規制委員会設置法(24法律第47号) (平成24年6月27日公布)の概要

### 1 関係組織の一元化及び機能強化

○環境省の外局として、原子力規制委員会を設置

(いわゆる「3条委員会」)

- 原子力安全委員会及び原子力安全・保安院のほか、文科省及び国交省の所掌する原子力安全の規制、核不拡散のための保障措置等に関する事務を一元化

○原子力規制委員会に原子力規制庁と称する事務局を設置

- 原子力規制庁の全職員に、原子力推進官庁との間のノーリターンルールを適用

○(独)原子力安全基盤機構(JNES)を可能な限り速やかに廃止することを明記

○平時のオフサイト対策のうち関係機関の調整等を行う組織として、内閣に原子力防災会議を設置(※技術的・科学的判断を要するものは原子力規制委員会が行う)

## 2 原子力安全のための規制や制度の見直し

### ①原子炉等規制法の改正

○重大事故対策の強化、最新の技術的知見を施設・運用に反映する制度の導入、運転期間の制限 等

※改正後の規定については、施行の状況を勘案して速やかに検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講じられることとされている。

### ②原子力災害対策特別措置法の改正

○原子力災害予防対策の充実

○原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化

○原子力規制委員会が専ら技術的・専門的な知見に基づき原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項を、原子力災害対策本部長の指示対象から除外

○原子力緊急事態解除後の事後対策の強化

○原子力災害対策指針の法定化

19

## 原子力規制委員会の設置・任務

(設置)

**第二条** 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）**第三条第**  
**二項**の規定に基づいて、環境省の外局として、原子力規制  
委員会を設置する。

(任務)

**第三条** 原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の  
保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、  
原子力利用における安全の確保を図ること(原子力に係る  
製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に  
関する規制に関すること並びに**国際約束に基づく保障措置  
の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保  
のための規制に関すること**を含む。)を任務とする。

※ 青字：追加(附則 第96条)

20

## 原子力規制委員会の所掌事務

(所掌事務)

**第四条** 原子力規制委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原子力利用における安全の確保に関すること。

二～三 略

四 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

五 ~~放射線による障害の防止~~放射線障害の防止に関する技術的基準の~~齊一を図ることに~~に関すること。

六 略

七 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

八～十三 略

2 略

※ 青字:追加、赤字:変更(附則 第96条)

21

## 原子力規制委員会に置かれる審議会等

(審議会等)

**第十三条** 原子力規制委員会に、次の審議会等を置く。

原子炉安全専門審査会

核燃料安全専門審査会

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより原子力規制委員会に置かれる審議会等は、次のとおりとする。

放射線審議会

独立行政法人評価委員会

(放射線審議会)

**第二十条** 放射線審議会については、放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和33年法律第162号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

22

# 原子力規制委員会の事務局

(原子力規制庁)

- 第二十七条** 原子力規制委員会の事務を処理させるため、原子力規制委員会に事務局を置く。
- 2 前項の事務局は、原子力規制庁と称する。
  - 3 原子力規制庁に、事務局長その他の職員を置く。
  - 4 前項の事務局長は、原子力規制庁長官と称する。
  - 5 原子力規制庁長官は、委員長の命を受けて、庁務を掌理する。
  - 6 原子力規制庁の内部組織については、[国家行政組織法第七條第七項](#)の規定にかかわらず、[同条第三項](#)、[第四項](#)及び[第六項](#)並びに[同法第二十一条第一項](#)及び[第五項](#)の規定を準用する。この場合において、[同法第七條第六項](#)及び[第二十一条第五項](#)中「省令」とあるのは、「原子力規制委員会規則」と読み替えるものとする。

23

## 原子力規制委員会の所在地と電話番号

〒106-8450東京都港区六本木1丁目9番9号  
TEL:03-3581-3352(代表)



24

## 附則(平成24年6月27日法律第47号)

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条第一項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)並びに附則第二条第三項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)、第五条、第六条、第十四条第一項、第三十四条及び第八十七条の規定 公布の日

二 略

三 附則第十六条、第二十条、第三十一条、第三十二条、第五十八条、第六十九条、第九十一条及び第九十六条の規定 平成二十五年四月一日

四～七 略

25

## 放射線障害防止法に関する附則

第31条:放射線障害防止法の一部改正

- ・「文部科学大臣」 → 「原子力規制委員会」
- ・「文部科学省令」 → 「原子力規制委員会規則」
- ・「文部科学省」 → 「原子力規制委員会」

第32条:放射線障害防止法の一部改正に伴う経過措置

第91条:文部科学省設置法の一部改正

第96条:原子力規制委員会設置法の一部改正

26

# 文部科学省 放射線規制室の 業務の現状

27

## 放射線規制室の執務室 (霞が関コモンゲート東館15階)



## 放射線規制室の主な業務

- 放射線障害防止法の施行  
（例：許可、届出等の審査、検査）
- 法令の改正
- 事故・トラブルへの対応  
（例：所在不明等の法令報告への対応）
- 管理下でない放射性同位元素への対応  
⇒ 安全確保措置、報道発表

29

## 放射線規制室の業務の現状

- 放射線障害防止法に基づく規制事務（審査・検査等）  
対象事業所数：6, 751事業所（平成24年3月31日現在）  
申請・届出等の件数：16, 477件（平成23年度実績）
- 放射性同位元素の不法投棄等への対応  
投棄者不明の放射性同位元素の除去費用への対応  
飯田夜光塗料（株）敷地内に残置された放射性廃棄物への対応
- RI廃棄物のクリアランス、埋設制度の運用  
クリアランス申請の審査、埋設に係る基準策定
- 放射化物への対応  
放射化物への規制に合わせた施設変更申請等への対応
- 放射線障害防止法関係法令の改正  
RIセキュリティの強化等への対応
- 大型放射線発生施設の安全審査等  
核融合材料照射施設、重粒子線治療施設等への対応
- 放射線源の輸出入に関する手続  
輸出約5件/年、輸入30～40件/年

30

# 放射線源登録制度

平成23年1月1日より施行

## 背景

- 1980年代以降、海外で身元不明の放射線源による事故の多発
- 放射性物質を用いたテロの危険性の増加
- IAEAの「放射線源の安全とセキュリティ確保に関する行動規範」の改定
- 行動規範の要求事項の一つが放射線源登録制度の確立

事業者は放射線源の安全とセキュリティを確実にするために、線源のやり取りを報告しなければならない

## 目的

- 放射線源の識別と所持の把握
- 不法取引や不法所持の検知と抑制(テロ対策上の効果もある)
- 緊急時の放射線源情報の把握

## 概要

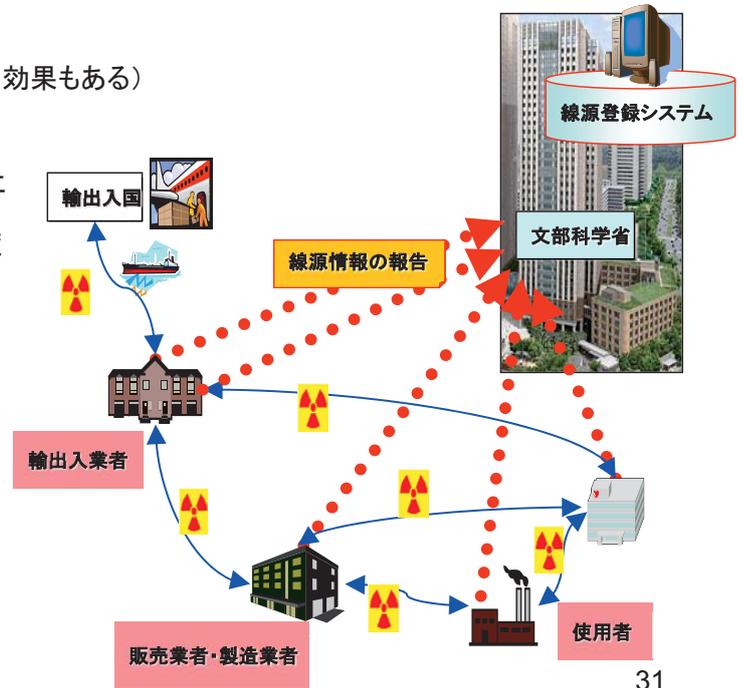
- 放射線源の識別と所持の情報及び受入・払出等に関する情報を、法令に基づき各事業者から文部科学省へインターネットを介し報告させる制度

## 対象の放射線源

- 密封された放射性同位元素であって、人の健康に重大な影響を及ぼす危険度の高い放射線源  
(遠隔照射治療装置、ガンマナイフ、血液照射装置等)

## 報告項目

- 線源所持者の情報  
(氏名又は名称、許可番号など)
- 放射線源の識別に関する情報  
(線源番号、核種、放射能など)
- 受入及び払出等に関する情報  
(受払等の行為、受入先、受入日など)
- 定期在庫情報  
(線源番号、核種、放射能など)



31

## 事故・トラブルへの対応

### 事故・トラブル事象

- ・ 放射性障害防止法に基づく**法令報告**として、事業者から国に報告。
- ・ その他、法令報告ではないものの、**管理下でない放射性同位元素**の発見、火災等の報告がある。

### 最近の傾向

- ・ 管理下でない放射性同位元素の報告が増加  
許可事業者以外からの報告、住宅地で発見される事例が増加。  
東日本大震災以降、放射線測定器が普及したことも影響。

(事故・トラブルの報告件数)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法令報告	3	5	5
管理下でない放射性同位元素	3	1	13

## 最近の事例(大日本住友製薬 平成24年11月)



漏えいのあった排水管

33

## 最近の事例(大日本住友製薬 平成24年11月)

### 1. 事業者

事業所名:大日本住友製薬株式会社 大阪研究所

住 所:大阪府大阪市此花区春日出中3丁目1番98号

### 2. 経緯

平成24年11月26日(月曜日)16:00頃、大日本住友製薬(株)大阪研究所から文部科学省に対し、以下の連絡があった。

- ・ 本年11月26日、同研究所施設内の排水系配管の点検を実施したところ、天井裏の排水管からの漏水跡を発見した。
- ・ 同研究所が汚染状況について分析したところ、排水管表面からトリチウム・1平方センチメートルあたり0.78ベクレルが検出された。
- ・ 漏えいが発見された区域では、今年度、トリチウム、炭素14、クロム51及びヨウ素125を使用していたが、過去5年間、当該排水管に排水した実績はない。

34

## 最近の事例(大日本住友製薬 平成24年11月)

### 3. 人及び外部への影響

漏えい箇所直下(床から約1メートルの高さ)における放射線量はバックグラウンド程度であった。従業員等の被ばくはなく、放射線障害のおそれはない。

### 4. 当省の対応

文部科学省から同研究所に対し、直ちに放射性同位元素の使用に係る全ての排水系の使用を停止するよう指示した。また、同種の設備の点検結果の報告を求めるとともに、原因究明及び再発防止策の報告を指示した。

35

## 最近の事例(名古屋大学 平成24年5月)



発見された放射性同位元素

## 最近の事例(名古屋大学 平成24年5月)

### 1. 発見場所

事業所:名古屋大学(東山キャンパス)

住所:愛知県名古屋市千種区不老町

### 2. 発見対象物

核種:ストロンチウム90

数量:173.1キロベクレル(①170.0キロベクレル×1本、②2.5キロベクレル×1本、③0.6キロベクレル×1本)

状態:微量の放射性同位元素が内表面に付着したガラスバイアル(直径約2.5cm、長さ約5cm)①～③が、円筒形の金属缶(高さ約20cm、直径約10cm)に入れられている状態(①及び②は、金属缶内で鉛容器にも入れられていた)

37

## 最近の事例(名古屋大学 平成24年5月)

### 3. 経緯

(1)平成24年5月2日(水)15時50分頃、名古屋大学から文部科学省に対して、以下のとおり連絡があった。

- ・ 同大学大学院環境学研究科が地球水循環研究センター本館1階試料保存室の点検をしていたところ、円筒形の金属缶の中から、放射能マークの付いたガラスバイアル6本が発見された。
- ・ 当該金属缶の表面での放射線量はバックグラウンドレベルであり、周辺への汚染はなかった。

(2)当該放射性同位元素は、同大学アイソトープ総合センターの貯蔵室(管理区域内)に移動させ、安全に保管している。

(3)核種分析の結果、当該ガラスバイアル6本のうち3本からストロンチウム90が検出された。

38

## 最近の事例(名古屋大学 平成24年5月)

### 4. 放射線による影響等

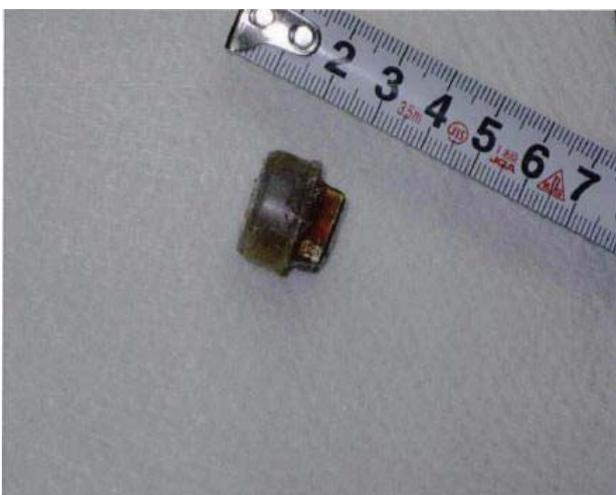
金属缶の表面での放射線量はバックグラウンドレベルであり、周辺への汚染もなく、これによる放射線障害のおそれはない。

### 5. 当省の対応

当省は、名古屋大学に対し、一斉点検時に発見できなかった原因の究明と敷地内全域の再調査を徹底するよう指示するとともに、関係組織全体で再発防止策を構築し、報告するよう求めた。

39

## 最近の事例(関西医科大学 平成24年6月)



発見された放射性同位元素

## 最近の事例(関西医科大学 平成24年6月)

### 1. 発見場所

事業所: 関西医科大学附属滝井病院

住所: 大阪府守口市文園町10番15号

### 2. 発見対象物

核種: ラジウム226

数量: 343.8メガベクレル

状態: ラジウム226が含まれる直径約20mm、高さ約16mmの円柱状の物が、ビニール袋に入れられた直径9cm、高さ19cmの円筒状の鉛容器に入れられ、さらに放射能標識の付いた一辺約30cmの金属製の箱に入れられた状態

41

## 最近の事例(関西医科大学 平成24年6月)

### 3. 経緯

- (1) 平成24年5月11日(金)17時30分頃、関西医科大学附属滝井病院から文部科学省に対して、以下のとおり連絡があった。
  - ・ 平成24年5月9日(水)、人がほとんど立ち入らない同病院南館地下2階倉庫の点検をしていたところ、放射能標識の付いた金属製の箱が発見された。当該金属製の箱の表面での放射線量は、約100マイクロシーベルト毎時であった。また当該倉庫の出入口付近の放射線量は0.1マイクロシーベルト毎時であった。
  - ・ このため、当該金属製の箱の表面に鉛遮蔽を講じて線量を低減し、管理区域内の同病院本館地下1階の保管廃棄室に移動した。

42

## 最近の事例(関西医科大学 平成24年6月)

### 3. 経緯

- (2) 同連絡を受け、同日、当省は、同病院に対し、当該保管廃棄室への立入制限及び当該倉庫内の汚染検査を行うなどの安全確保措置を講じるとともに、当該発見物の核種・数量の分析を行うよう指示した。
- (3) また、5月15日(火)、当省は現地に職員を派遣し、安全確保状況を含め、現場の状況の確認を行った。
- (4) 5月29日(火)、同病院から当省に対して、専門業者による測定の結果、ラジウム226・343.8メガベクレルであることが判明した旨の連絡があった。
- (5) 発見された放射性同位元素については、昨日夕刻、専門業者へ引き渡された。

43

## 最近の事例(関西医科大学 平成24年6月)

### 4. 放射線による影響等

発見場所の地下2階の倉庫は、人がほとんど立ち入らない場所であり、当該倉庫の出入口付近の放射線量は0.1マイクロシーベルト毎時と低く、汚染も確認されなかったことから、これによる放射線障害のおそれはない。

### 5. 当省の対応

当省は、学校法人関西医科大学に対し、平成21年に実施した一斉点検時に当該放射性同位元素を発見できなかった原因の究明と敷地内全域の再調査を徹底するよう指示した。また、関係組織全体で再発防止策を構築し、報告するよう求めた。

44

# 最近の事例(ブリヂストンサイクル平成24年4月)

**BRIDGESTONE**  
ブリヂストンサイクル株式会社

重要なお知らせ

2012年4月18日

**「自転車用ステンレス製バスケット」無償交換のお知らせ**

ブリヂストンサイクル株式会社(代表取締役社長 竹内 隆二)は、これまで販売した自転車「ジョブノ」に装着したステンレス製バスケットの内、949個を対象に無償交換を行います。

2011年8月～2012年2月期間に製造されたジョブノ(以下「対象車」)のステンレス製バスケットの一部に放射性物質が混入した可能性があることが判明いたしました。そのため、対象自転車のバスケット(2011年8月～2012年2月に製造された自転車「ジョブノ」に標準装着されたもの)を無償で交換させていただきます。大変お手数をおかけしますが、お買上げの販売店へご連絡の上、お越しください。また、対象バスケットから検出している放射線の量はわずかであり、放射線検査の結果はおりません。

(文部科学省から4月18日に無償交換の呼びかけがありました。)

対象車には、多大なお手数のご心配をおかけしますことと深くお詫言申し上げます。

**1. 対象車種**

自転車用ステンレス製バスケット(949個)

対象車種: ジョブノ(ジョブノ) (2011年8月～2012年2月製造分)

対象車種別のバスケット数量: 949個

**2. 対象車種**

ジョブノ、JO60TR、JO60TR、JO70TR、JO70TR、JO80T、JO80T、JO80T、JO80T、JO80T、JO80T、JO80T (1車種)

**3. 対象バスケット**

410801～420229  
610801～620229

お客様お買い上げの販売店の方が必要となります。

対象バスケット

交換方法

お問い合わせ先

TEL: 10201-20229  
FAX: 411118

**リコール社会**

**ブリヂストンサイクル製 自転車(ジョブノ)用「ステンレス製バスケット」無償交換のお知らせ**

下記リコール対象車のバスケットを無償交換させていただいております。お買上げの販売店へご連絡の上、お越しください。

ブリヂストンサイクルが製造している自転車(ジョブノ)に装着した中国産(対露産)のステンレス製バスケットにおきまして、ステンレス製材の一部に放射性物質が混入した可能性があることが判明いたしました。そのため、対象自転車のバスケット(2011年8月～2012年2月に製造された自転車「ジョブノ」に標準装着されたもの)を無償で交換させていただきます。大変お手数をおかけしますが、お買上げの販売店へご連絡の上、お越しください。また、対象バスケットから検出している放射線の量はわずかであり、放射線検査の結果はおりません。

(文部科学省から4月18日に無償交換の呼びかけがありました。)

対象車には、多大なお手数のご心配をおかけしますことと深くお詫言申し上げます。

**リコール対象バスケット**

**対象バスケット装着自転車(ジョブノ)**

**対象バスケット装着自転車**

プレミアムカラー (949個)

対象車種: ジョブノ (JO60N)

製造年月日: 2011年8月～2012年2月製造分

バスケット対象数量: 949個

お客様お買い上げの販売店の方が必要となります。また、交換方法も異なります。

お問い合わせ先

TEL: 10201-20229  
FAX: 411118

ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

「ブリヂストンサイクル」  
「リコール専用センター」  
TEL: 0120-31-5604  
FAX: 0120-31-5604  
http://www.becycle.co.jp/

ブリヂストンサイクル株式会社  
TEL: 0120-31-5604  
FAX: 0120-31-5604  
http://www.becycle.co.jp/

**BRIDGESTONE**

45

# 最近の事例(ブリヂストンサイクル平成24年4月)

## 1. 経緯

- (1) 本年4月17日(火)16時10分頃、ブリヂストンサイクル株式会社から文部科学省に対し、以下の内容の連絡があった。
- 販売している自転車のバスケットの放射線量を測定したところ、その一部から、表面から1センチメートルの距離で毎時7.5～10.6マイクロシーベルトを検出。
  - また、在庫自転車1,145台の調査を行ったところ、86台(いずれも同社国内工場内での組立時期が平成23年11月～平成24年1月のもの。)の自転車のバスケットから放射線を検出。
  - 当該バスケットは海外から輸入したもので、同じバスケットを装着している自転車を約2万台販売済み。(このうち、組立時期が平成23年11月～平成24年1月のものは約3,200台)

46

## 最近の事例(ブリヂストンサイクル平成24年4月)

- ・ 同社の依頼により、専門業者が核種分析を行ったところ、放射線を放出する核種がコバルト60であったとの連絡を受けている。
- ・ なお、今回の発見の発端は、自転車の購入者から放射線が検出された旨の連絡があったものである。

(2) 上記の連絡を受け、同日夜、文部科学省から放射線検査官を同社上尾工場に派遣し、縄張りをして立入制限措置を講じるなどの安全確保措置を行うよう指示するとともに、事実関係の確認を実施。

47

## 最近の事例(ブリヂストンサイクル平成24年4月)

### 2. 事業者の名称及び住所

名称:ブリヂストンサイクル株式会社

住所:埼玉県上尾市中妻3-1-1

### 3. 放射性同位元素が混入した対象物

核種:コバルト60※

※規制対象となる下限数量は100キロベクレル。

数量:131.4キロベクレル(測定した一つのバスケットの値)

状態:自転車に装着しているステンレス製のかごの最上部枠の線材(直径5ミリメートル)に、放射性同位元素が混入している状態。

48

## 最近の事例(ブリヂストンサイクル平成24年4月)

### 3. 放射性同位元素が混入した対象物

製品: 自転車「ジョブノ」(車種番号: JB40TP、JB60TP、JB63TP、JB70TP、JB73TP、JB40T、JB43T、JB60T、JB63T、JB70T及びJB73Tの計11車種)に装着している丸型ステンレス製バスケット

### 4. 放射線による影響等

上記の放射性同位元素が混入したかごを装着した自転車を1日に1時間使用した場合でも、年間0.059ミリシーベルト程度であり、放射線障害のおそれはない。

49

## 最近の事例(ブリヂストンサイクル平成24年4月)

### 5. 当省の対応

当省は、同社に対し、自転車のバスケットのうち放射線が検出されるものの早期回収を指示するとともに、回収したバスケットの許可廃棄業者への早期引渡し、又は放射線障害防止法に基づく必要な届出を行った安全な保管を行うよう指示した。

## 最近の事例(住宅地)



170 $\mu$ Svの場所で発見された放射性物質

51

## 最近の事例(住宅地)

### 1. 発見場所

東京都世田谷区八幡山

### 2. 発見対象物

核種:ラジウム226

数量:50リットルドラム缶約386本、放射エネルギーは約2ギガベクレル

### 3. 経緯

(1) 昨年10月28日(金)、世田谷区役所から文部科学省に対し、一般市民からの通報を通じて世田谷区内において、周辺に比べ高い放射線量が測定されたとの連絡があった。

(2) 同日、世田谷区役所からの要請を受け、文部科学省職員及び日本原子力研究開発機構の専門家を現地に派遣し、世田谷区役所と連携して現地調査を行った。

52

## 最近の事例(住宅地)

- (3) 専門業者による分析の結果、調査場所敷地内土壌等に放射性同位元素(ラジウム226)が含まれていることが判明した。
- (4) 以降、専門業者により、放射性同位元素を含む土壌等の除去作業が進められた。
- (5) 本年11月20日(火)、除去された土壌等が搬出されるとともに、必要な放射線量低減措置が完了した。

### 4. 放射線による影響等

除去された土壌等が搬出されるとともに、必要な放射線量低減措置が講じられており、放射線障害のおそれはない。

53

ありがとうございました。

Thankyou